

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿泊施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第 4 条の 2 当宿泊施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客又は当宿泊施設の職員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当宿泊施設に対し、当宿泊施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(重複する宿泊契約の締結の拒否)

第5条の3 合理的理由なく、同一の宿泊客によって、同一又は類似の日程で重複する宿泊契約の申し込みがなされたときは、当宿泊施設から宿泊客に問い合わせをすることがあります。宿泊予定日の1か月前までに、連絡が取れない場合には、重複予約によって他のお客様の宿泊の機会を奪う事態になったとみなし、後から申し込まれた宿泊の申し込みは不承諾として宿泊契約不成立となる場合があります。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は

一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当宿泊施設の契約解除権)

第 7 条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客又は当宿泊施設の職員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

- (6) 宿泊客が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の

宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したことによって損害が生じた場合には、当該宿泊客に対し損害を賠償するよう請求することがあります。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当宿泊施設に対し、当宿泊施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。なお、宿泊客が虚偽の内容の登録をした場合には、宿泊をお断りする場合があります。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号

(3) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。ただし、午前11時から午後3時に

客室清掃又は客室管理のため、入室させていただくことがあります。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けません。

- (1) 超過 2 時間までは、1 時間ごとに 3,000 円

- (2) 超過 2 時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当宿泊施設の主な施設等の営業時間は、ホームページ、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿泊施設が請求した時、事前オンライン決済もしくはフロントにおいて行っていただきます。
3. 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当宿泊施設の責任)

第 13 条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 多額の現金及び貴重品のお持ち込みを希望される場合には、必ず事前にお知らせください。お知らせいただいた場合でも、セキュリティの都合上、お持ち込みをお断りする場合があります。なお、当館に事前にお知らせいただかずにお持ち込みになられた多額の現金及び貴重品の滅失、毀損等の損害につきましては、当宿泊施設では賠償はいたしません。

2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が当宿泊施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 2 か月間保管します。その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食物その他の腐敗する物品や、意図的に放置されたものであると合理的に推認できる場合には、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなして廃棄等の処分をいたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は重大な過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(職員による客室への入室)

第 19 条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊客のチェックイン後であっても、宿泊客の許可なく客室へ立ち入ることがあります。

- (1) 清掃、ルームサービス等、当宿泊施設のサービスを提供するとき。
- (2) 法令等の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をした又はするおそれがあると認められるとき。
- (3) 警察、消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。
- (4) 宿泊客の安全確認等のため必要があると判断されたとき。
- (5) その他、前各号に準じ、当宿泊施設が入室が必要と判断したとき。

(管轄)

第 20 条 宿泊約款は日本法を準拠法とし、京都地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿 泊 客 が	宿 泊 料 金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料)) ② サービス料 (①×0%)
	支 払 う べ き	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ④ サービス料 (③×0%)
総 額	税 金	イ 消費税 ロ 宿泊税 ハ 入湯税(温泉地のみ)

- (注) 1 基本宿泊料は当宿泊施設の公式ホームページに掲示する自社サイト予約システムの料金表によります。
 2 寝具及び食事を提供しない5歳未満の幼児については、宿泊料金をいただきません。
 6歳以上のお客様については大人料金となります(幼児料金を設定するホテル・旅館に限る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・ホテル用

契約解除の通知を 受けた日		不 泊	当 日	前 日	7 日 前	30 日 前	45 日 前
一般： 契約申込人数 (団体：部屋数)							
一 般	1名以上	100%	100%	100%	100%	-	-
団 体	(施設名称：部屋数) 椿通：10室以上 二条城：5室以上 御所：7室以上	100%	100%	100%	100%	100%	50%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2 契約日数が短縮した場合は、短縮日数分の違約金を収受します。
 3 「団体」につきましては、各施設の規模に応じて「部屋数」にて設定しております。